

## 08.11 協議会委員推薦手続条例 議決 への反対討論 守島

私は、大阪維新の会 大阪市会議員団を代表し、議員提出議案 第17号 大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例が、先の議決の通り決することに、反対の立場から討論いたします。

本条例自体に反対の理由は、先の本会議で表明させて頂いた通りですので、別の観点から。

先日来、本会議や運営委員会においても、合併特例法に基づく合併協議会において合併の是非も含めて協議することができるものと解されていることと同様に、特別区設置協議会において特別区設置の是非について協議することもできるものと解されている。という総務省行政課の見解を条例賛成者からご発言頂いておりますが、

確かに、総務省見解において、条例協議会では「反対討論」の機会が保証されていましたが、法定協議会でも総論では保証されていません。しかし、各論が議題となった時、ただ反対論を述べるに止まり、審議を妨害することだけが目的ではないか、と疑がわれてもやむを得ない会議となったため、会議を総務する会長が会議を進行するべく発言者に注意をしたのに、これに従わなかったというのが現実です。

その結果、会長権限として、会議規則違反を理由にメンバーの差し替えを求めたことには正当性があり、規約に則り府議会において議会運営委員会でメンバーを差し替えたことに、違法はありません。

また各地の合併協議会の規約を読むと、合併特例法第六条の規定による市町村建設計画の作成を規約上に任務として明記しているところもありますが、明記していないところもありますし、また、ただの協議事項として、市町村建設計画案に関する事項を規約に載せているところもあります。法令では是非を協議することもできると、解されているとしても、各合併協議会によりルールは異なります。

総論の反対はありとしても、規約上に計画作成することを任務として明記している場合は、計画策定は真摯に取り組むべき仕事であり義務であると考えます。

まさに、法定協議会規約では、第 3 条の協議会の担当する事務で、大阪市の区域における特別区設置協定書を作成することと、明記してあり、かつ規約の冒頭でも具体的な制度設計を行うため、この規約を制定するとされています。 協定書設計が目的の協議会が法定協なので、これを以って、反対論に終始するのは、明らかな規約違反です。

規約 3 条の協定書作成や 5 条の委員推薦といった義務を果たさず、自ら協議会をボイコットしながらも、その結果、協議会委員が 19 人という構成になっていないことにより、規約に定める要件を満たしていないとし、協議会規約違反なので無効だと決議するのは明らかにおかしいと言えます。

協定書作成に対しては反対論に終始しても規約違反ではないと主張しながら、委員推薦義務は自ら放棄したにも関わらず、そのせいで委員が足りないから規約違反で協定書は無効というのは、言っていることと、やっていることが滅茶苦茶です。

また、反対論に終始するのが、規約違反でないという意見を認めることは、4 派が出直し市長選以来 足並みを揃えている状況下、公明党さんが 我々に違反はなかったと言おうが、自民党さんが真摯に議論したいと言おうが、結局 協定書作成を反対することに加担していることと等しいと考えられます。

次に少し、論点を変えて

そもそも、4 派は、法定協委員の構成については、会派按分が何より民意の反映で素晴らしいと主張しますが、根拠法である大都市特別区設置法上、法定協委員の構成は、民意の反映を第 1 目的にしていません。

第 1 目的は、法律の目的にそった大都市の特例を設けることについて、より優れた協定書を作成することです。

その根拠ですが、まず、大都市法第 1 条で目的が明確に定められています。

>1 条この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための**手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、**地域の实情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

つまり、大阪市を廃止し、特別区を設け、地域に応じた大都市制度を構築する協定書作成が目的とされています。

さらに、そのメンバーについてですが、民意反映が第1目的であれば、必ず議員がメンバーであるべきと考えます。しかし、法律はそうなっていません。

>4条2項で 特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。とあります。

もちろん、そういう規約にする必要がありますが、法律上では、議員を外して、首長・学識経験者・職員だけで決めてもいいとなっています。

なぜこうなっているかですが、あくまで法定協委員は、民意の反映ではなく、第1条の目的にそった、より優れたものを作る義務があるからです。

つまり、法定協は政争の具にする場ではなく、目的にそったものを作ることが目的であり、それぞれが法の要求するところです。

そのうえで、総務大臣に送付して意見を付してもらって、議会の承認が必要となります。

ここで、政争の具にすることはありですし、修正の意見を述べることもあれば、賛成も、反対もあります。

政治的思惑に基づいて動くのは政治家の判断で自由ですが、ただし、最後に住民投票が準備されていることに照らせば、否決するには民主的責任が伴います。

議会が否決して、住民の判断を奪うのか、賛成して、今の大阪市がいいか、都構想がいいか、住民に判断してもらうのか、それも議会の判断で自由ですし、多数決で決せられることになります。

但し、否決することは住民の選択の機会を奪うことになるため、それには政治的責任を伴います。

これが、大都市特別区設置法のたてつけです。

法の求めはさることながら、もちろん法定協規約に乗っ取り、手続きを進め、違法はなく、協定書作成に至っています。

すでに総務大臣に協定書を送付している以上、議会で否決も賛成も、意見をのべて法定協に修正を迫るのも自由です、都構想に反対する4派はこの政治的責任を負っているのです、こうした判断をするべきです。

その判断をしたくないから、出直し市長選挙もボイコットしたのかかわらず、法定協委員の構成に固執し、法が要求しているわけではない党派構成に、こだわっているとしか考えられません。

都構想に反対のメンバーが多数を占める党派構成にして、法定協や協定書自体をうやむやにして、実のところ政治的責任から逃れようとしています。

この条例は、まさに、この政治的責任から逃れるのに、都合の良い便法であり、市民に説明をつけないようにブラックボックス化するためのものとして感じられません。

法令で反対論はありとされているので、規約違反を冒してもいいわけでもなく、しかも法定協の根拠法である大都市特別区設置法では、大都市制度の特例を設けることが目的とされている中、ルールに乗っ取り作成された協定書が否定されることや、市民に提示する機会を奪う、明確な理由はありません。

よって、協定書潰しを真の目的とするであろう、条例案を先の通り決することには断固反対致し、私からの討論とさせていただきます。